



市 章

大津市公報

令 和 6 年 4 月 1 日
号 外 (第 27 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 38 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 39 大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 40 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

○ 企 業 局 管 理 規 程

- 1 大津市企業局事務分掌規程の一部改正…………… 5
- 2 大津市企業局事務決裁規程の一部改正…………… 5
- 3 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…………… 5
- 4 大津市企業局職員給与規程の一部改正…………… 6
- 5 大津市企業局被服等貸与規程の一部改正…………… 6
- 6 大津市企業局会計規程の一部改正…………… 6
- 7 大津市液化石油ガス供給規程の一部改正…………… 7

規 則

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第38号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

第11条の7中「第28条の19第1項」を「第28条の21第1項」に改める。

様式第1号中

保護者	(住所)	フリガナ		
		(氏名)		
	年1月1日時点の住民登録地 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 ()		連絡先	
申請児童	フリガナ	生年月日	障害者手帳	(父)
	(氏名)		<input type="checkbox"/> 有	(母)
	(第 子)			(その他)

保護者	(住所) 〒 -	フリガナ		
	大津市	(氏名)		
	年1月1日時点の住民登録地 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 ()			
	年1月1日時点の住民登録地 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 ()			
申請児童	フリガナ	生年月日	障害者手帳	連絡先
	(氏名)		<input type="checkbox"/> 有	(父・母・その他)
	(第 子)			(父・母・その他)

改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第7条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の変更を申請します。

保 護 者	(住所) 〒 -			フリガナ	
	大津市			(氏名)	
	生年月日			年 月 日	
	連絡先			() -	
変 更 に 係 る 児 童	氏名	生年月日	年齢	保護者との続柄	支給認定証番号
		年			
		月 日			
		年			
		月 日			
		年			
		月 日			
		年			
	月 日				

○変更の内容

変更を申請する事項	変更後の内容
支給認定区分 (※)	<input type="checkbox"/> 第1号該当 (満3歳以上の児童で、幼稚園等の利用を希望するもの) <input type="checkbox"/> 第2号該当 (満3歳以上の児童で、保育所等の利用を希望するもの) <input type="checkbox"/> 第3号該当 (満3歳未満の児童で、保育所等の利用を希望するもの)
保育を必要とする時間	時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間
支給認定の有効期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 小学校就学まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで
利用者負担額に関する事項	
変更を必要とする理由	

※変更が必要な事項について記載し、変更を必要とする理由が分かる資料を添付してください。

様式第7号中

「

施 設 の 種 類	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園
-----------	---

を

」

「

施 設 の 種 類	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 幼保連携型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型)
-----------	---

に

」

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市子ども・子育て支援法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第39号

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（平成元年規則第4号）の一部を次のように改正する。

「

資 格 の 区 分	<input type="checkbox"/> 一般被保険者 <input type="checkbox"/> 退職被保険者 本人 <input type="checkbox"/> 退職被保険者 家族 入院 外来
様式第1号中 所得の区分	<input type="checkbox"/> 所 得 税 課 税 <input type="checkbox"/> 非 課 税

「

療 養 の 区 分		入 院	外 来
所得の区分	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> 現役並みⅡ <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> 現役並みⅠ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> 非課税世帯Ⅱ <input type="checkbox"/> オ <input type="checkbox"/> 非課税世帯Ⅰ		

を

に改

め

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の大津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則様式第1号の規定により調製した高額療養費支払資金借入申込書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第40号

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加え、「及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介

「介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者」に改める。

第4条を削る。

第3条の見出しを「(指定地域密着型サービス事業者等の指定等に係る事前選考)」に改め、同条第1項中「以下この条、第5条及び第14条」を「次項及び第3項」に、「様式第1号」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「指定等」を「指定地域密着型サービス事業者等の指定等」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則において「指定等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項及び第115条の45の3第1項の指定並びに法第94条第1項及び第107条第1項の許可
- (2) 法第70条の2第1項(法第78条の12、第115条の11、第115条の21及び第115条の31において準用する場合を含む。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第115条の45の6第1項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新
- (3) 法第75条、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第113条、第115条の5、第115条の15及び第115条の25並びに施行規則第140条の62の3第2項第4号から第6号までの規定による届出の受理
- (4) 法第78条の8及び第91条の規定による指定の辞退の申出

第5条中「指定又は許可を」を「指定等(第2条第1号に該当するものに限る。以下この条において同じ。)」に、「当該指定又は許可」を「当該指定等」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

(公示)

第6条 法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の2各号、第131条の14各号、第133条の2各号、第135条の2各号、第137条の2各号、第140条の2の3各号、第140条の23各号、第140条の31各号及び第140条の38各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の有効期間)

第7条 施行規則第140条の63の7の市町村が定める期間は、6年とする。

第8条から第13条までを削る。

第14条中「指定、許可、指定等の更新又は第7条若しくは第8条に規定する届出の受理(以下この条において「」及び「」という。)」を削り、同条第2号中「指定又は指定等の更新を」を「指定等(第2条第1号又は第2号に該当するものに限る。以下この号及び次号において「指定若しくは許可又はその更新」という。)」を、「当該指定又は指定等の」を「当該指定若しくは許可又はその」に改め、同条第3号中「指定又は指定等の」を「指定若しくは許可又はその」に改め、「年月日」の次に「及び指定有効期間の満了日」を加え、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所

(8) 指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護支援専門員の氏名及びその登録番号

第14条を第8条とし、第15条を第9条とする。

様式第1号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第2号から様式第12号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則及び大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則(平成18年規則第25号)

(2) 大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則(平成29年規則第2号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則に規定する様式並びに前項の規定による廃止前の大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則及び大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則に規

定する様式により使用されている書類は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に規定する相当様式によるものとみなす。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第1号

大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

「経営経理課
経営戦略室
第2条第3項中 お客様設備課
下水道調査室」
を 「人と技術の継承推進室
経営経理課
経営戦略室」
に改める。

第2条の2中「に規定する課（契約管財課を除く。）、同条第2項に規定する浄水施設課、」を「及び第2項に規定する課並びに」に改める。

第6条第10号中「及びデジタル推進室」を「、デジタル推進室及び人と技術の継承推進室」に改める。

第8条第4号中「建設工事請負業者等の指名」を「建設工事等に係る業者の入札参加資格確認」に改める。

第12条第3号を次のように改める。

(3) 導水管、送水管若しくは配水管（以下「導水管等」という。）又はガス導管の周囲において、局の水道又はガス事業以外の事業に係る工事（以下「他工事」という。）に起因するこれらの管の移設工事に係る設計及び施工に関すること。

第14条第11号中「及び下水道調査室」を削る。

第18条デジタル推進室の項の次に次のように加える。

人と技術の継承推進室

- (1) 技術職員の確保に係る取組に関すること。
- (2) 職場への定着の促進に関する取組に関すること。

第18条下水道調査室の項を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第2号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条第12号中「、下水道調査室長」を削る。

別表第1号の表3の部14の項を次のように改める。

14 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定並びに公金事務の委託の決定	○					経営経理課長
---------------------------------------	---	--	--	--	--	--------

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第7条の2第1項第2号中「小学校」の次に「（これに準ずる学校を含む。）」を加え、同号ア中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第10条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第15条の4第2項中「育児部分休業」の次に「又は子育て支援時間」を加える。

第15条の5を第15条の7とし、第15条の4の次に次の2条を加える。

(子育て支援時間)

第15条の5 子育て支援時間は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校(これに準ずる学校を含む。)に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育するため、当該子を養育する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(子育て支援時間の単位)

第15条の6 子育て支援時間の単位は、30分とする。

2 子育て支援時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(第24条に規定する育児部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第17条の2中「第15条の5第1項」を「第15条の7第1項」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(子育て支援時間の承認)

第17条の2 公営企業管理者は、子育て支援時間の請求があった場合において、第15条の5に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(子育て支援時間の請求)

第19条の2 子育て支援時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ公営企業管理者に請求しなければならない。

第20条第1項及び第2項中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第4号

大津市企業局職員給与規程(昭和34年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第13条第2項第1号中「221,000円」を「228,200円」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、一般のパートタイム会計年度任用職員の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第5号

大津市企業局被服等貸与規程(昭和31年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

第7条第2号中「第5条および前条」を「前2条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第6号

大津市企業局会計規程(昭和39年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第18条の2第1項を次のように改める。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2において準用する地方自治法第

243条の2第2項の規定による告示は、同項に掲げるもののほか、指定公金事務取扱者（法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に指定した期間を掲げて行わなければならない。

第18条の2第2項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2」を「法第33条の2において読み替えて準用する地方自治法第243条の2の4又は法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5」に、「者（以下「徴収等受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に、「自己の名義で領収書を納入義務者に交付し」を「受託収納金計算書を作成し、遅滞なく歳入を所管する課の課長へ送付するとともに」に改め、同条第3項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は収納したときは、自己の名義で領収書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法によって歳入を徴収し、又は収納する場合であつて、その性質上領収書を交付しがたいときにあつては、この限りでない。

第23条の2中「施行令」を「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第7号

大津市液化石油ガス供給規程（平成16年企業局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第21条第2項中「の規定により料金の徴収を委託した私人」を「において準用する地方自治法第243条の2から第243条の2の6までの規定により料金の徴収を委託したもの」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。